

えんがるロックバレースキー場
索道事業運送約款

一般社団法人 えんがる町観光協会

(適用範囲)

第1条 当社の経営する索道事業に関する運送契約は、この約款の定めるところにより行い、この約款に定めのない事項については法令の定めるところにより、法令に定めのないときは一般の慣習によります。

(係員の指示)

第2条 旅客は、安全輸送と秩序の維持のため必要な場合には、当社係員（以下、「係員」という。）が指示を行います。その指示に対しては必ず従っていただきます。

(運送の引受け)

第3条 当社は、第4条の規定により運送の引受けを拒絶する場合を除いては、旅客運送を引受けます。

(運送の引受けの拒絶)

第4条 当社は、次に該当する場合の旅客の運送の引受けを拒否します。

- (1) 有効な乗車券を所持していないとき。
- (2) 係員の指示に従わないとき。
- (3) 当該運送に関し、旅客から特別な負担を求められたとき。
- (4) 当該運送が法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反するものであるとき。
- (5) 泥酔等、旅客の状態から運送上の安全を期しがたいと認められるとき。
- (6) 危険品等を所持しているとき。
- (7) ペットや動物の乗車を求められたとき。
- (8) 天災、その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき。
- (9) 前各号に掲げる場合の他、正当な事由のあるとき。

(乗車券の発売)

第5条 当社は、乗車券を出札所等において発売します。

(乗車券の効力)

第6条 乗車券は、券面記載の条件で使用する場合に限りその効力を有します。

2 当社がその運賃、料金を変更した場合、変更前において発行した乗車券等は、その券面表示運賃の額に係わらず通用期限内は有効とします。

3 当社で有効な乗車券等以外のものを使用したときは、無効とします。

4 乗車券等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とします。

- (1) 券面記載の条件によらないで使用したとき。
- (2) シーズン券を、その記名人以外が使用したとき。
- (3) 改造又は変造、若しくは偽造して使用したとき。
- (4) 券面記載事項が判断困難なものを使用したとき。

5 乗車券等は、転売することを禁止します。転売した乗車券等は、無効なものとし回収します。

(乗車券の提示等)

第7条 当社は、旅客の乗車時において、旅客に対し乗車券の提示を求め、乗車券の種類により確認または回収します。

(運賃、料金及び適用方法)

第 8 条 当社が旅客から収受する運賃、料金及び適用方法は、出札所に備付けの料金案内表等によります。

(運転中止の場合、運送途中の旅客に対する取扱い)

第 9 条 天災、その他やむを得ない事由により索道の運転を中止した場合の旅客に対しては、当社の責任により運転再開後の必要な継続運送等の措置を行います。

(運賃の払戻し)

第 10 条 一旦発売した乗車券等の払戻しは、原則として行いません。

2 天災及び当社の責任により、索道の運転ができないときは、状況により払戻しを行います。ただし、悪天候等、気象状況により運転に危険を生ずる恐れから一時的に運転を中止する場合は、この限りではありません。

(責任の始期及び終期)

第 11 条 当社の運送に関する責任は、旅客が第 7 条の行為を行ったときに始まり、降車したときをもって終わります。

(乗客の禁止行為)

第 12 条 乗客は、次の行為を行ってはなりません。

- (1) 搬器から飛び降り、又は所定の位置以外で乗降すること。
- (2) スキー等や搬器を揺すぶること。
- (3) スキー等・ストック等で索道施設を突くこと。
- (4) 横乗り等危険な姿勢で乗車すること。
- (5) 缶・びん・ペットボトル・タバコの吸殻・その他ゴミ等を、リフトから、又は施設等(ゲレンデを含む)に投げ捨てること。
- (6) 飲酒後の乗車、及び乗車中に飲酒すること。
- (7) その他、安全輸送を妨げる行為をすること。

(乗客の注意義務)

第 13 条 乗降時の注意義務は、次の各号のとおりです。

- (1) 利用に不安のある方は、係員にその旨を申し出てください。
- (2) 幼児をお連れの方は、細心の注意を払い幼児と同乗してください。
- (3) 「乗車位置」に素早く移動し、スキー等を前に向けて搬器をお待ちください。
- (4) スノーボード等の乗客の方は、流れ止めを着用し、ハイバックをたたんで乗車してください。
- (5) リュック等は膝の上に乗せ、携帯品・紐・衣類等が搬器に巻きつかないかなどの注意をしてください。
- (6) スキー等・ストック等が、隣の搭乗者の迷惑にならないようにしてください。
- (7) 乗れなかった場合は、直ぐに搬器から離れてください。
- (8) 搬器に深く腰をかけて座り、セーフティーバーを下ろしてください。
- (9) 搬器の上でふざけたり、後方に向いたりしないでください。
- (10) 「降り場」に近づいたら、降りる準備(セーフティーバーを上げるなど)をし、降りたら直ぐ前進してください。
- (11) 降りられなかった場合は、そのまま搬器に座って係員の指示に従ってください。
- (12) その他、係員の指示に従ってください。

(旅客に関する責任)

第 14 条 当社は、索道の運行によって、旅客の生命又は身体を害したときには、これによって生じた損害を賠償する責を負います。ただし、次の各号に該当する場合にはこの限りではありません。

- (1) 索道の運行に関し、当社が法令の規定する注意を怠らなかったこと、又は索道施設に欠陥及び機能の障害がなかったこと等が証明されたとき。
- (2) 事故が専ら当該旅客の故意又は過失に基づいて発生したことが証明されたとき。

(携帯品等に関する責任)

第 15 条 当社は、旅客の運送に関して生じた、スキーその他の携帯品等の滅失、又はき損による損害については、これを賠償する責を負いません。ただし、その滅失、又はき損が当社の過失によるものである場合は、この限りではありません。

(旅客の責任)

第 16 条 当社は、旅客の故意若しくは過失、又は旅客が法令若しくはこの運送約款の規定を守らなかったこと等により当社が損害を受けたときは、その旅客に対して、その損害の賠償を求めます。

(割増運賃等)

第 17 条 当社は旅客が所持する乗車券が、第 6 条の 3 項及び 4 項の規定によりその乗車券等を無効とされたときは、旅客からその乗車券等に相当する額、及びこれと同額以内の割増運賃等を申し受けます。

(管轄裁判所)

第 18 条 当社は当スキー場の利用について紛争が生じた時の管轄裁判所は、当スキー場の所在地を管轄する裁判所とさせていただきます。

附 則

この約款は令和 1 年 10 月 1 日より実施します。